

安佐北区スポーツ施設の施設維持管理業務項目（年間）

1 安佐北区スポーツセンター

(1) 設備保守管理

区分	主な点検、保守管理項目等		回数	備考
自家用電気工作物の運転及び保守管理	月次点検	・電気設備全般（外部点検）	1か月に 1回※	受電設備容量 950KVA 非常用電源容量 100KVA ※絶縁監視装置等を設置した場合は、2か月に1回 (自家用電気工作物の月次点検)
	年次点検	・受電設備 ・構内電線路 ・使用場所の設備 ・非常用予備電源装置	年1回	
	臨時点検	・受配電盤 ・電気設備全般等	随時	
消防用設備等の保守点検	・消防法第17条の3の規定に基づく消防用設備等の点検及びその結果の報告 ・上記業務に付随する部品・薬剤等の取替、充填、調整		年2回	
	上記の規定に基づく非常用発電機の負荷試験		年1回	負荷試験容量 100KVA
ボイラー保守点検	バーナ分解点検、燃焼調整、缶体点検、清掃、整備		年1回	KSL-800DH BH-1 KSL-300BH B-1
電気冷暖房設備等の運転・保守管理		日常		
自家用電気工作物及び負荷設備の運転並びに保守管理	・照明器具の清掃、整備、不良球の取替（随時） ・コンセント、スイッチ等不良品の取替整備			
冷暖房設備の運転操作及び保守管理	・冷暖房設備の切替え整備 ・ボイラーの運転操作及び保守管理 ・送風器の内部清掃、点検整備 ・空調盤の操作及び整備 ・個別空調機の保守点検 ・クーリングタワーの点検整備並びに不使用時の清掃、防錆処理（錆止め塗装）			
プールろ過設備の運転操作及び保守管理	・ろ過設備点検整備 ・ろ過機の洗浄 ・ろ過設備の運転操作及び保守管理 ・ろ過設備の薬品投入、水質、水位の保全管理 ・ろ過設備の弁類操作 ・パッキン類その他消耗品の取替、注油、小修理 ・水温保持（28°C～32°C）			
給排水設備の保守管理	・各ポンプ用モーターの点検整備 ・プール本体及び各配管系統の漏水等巡回点検整備 ・パッキン類その他消耗品の取替、注油、小修理		週1回	
その他の設備	その他の電気設備機器等の点検整備、小修理		日常	
その他	プール清掃時におけるプール水の水抜き、給水、止水及び加湿		年2回	

エレベーター 保守管理	保守点検	・機械室 ・かご ・かご周囲及び昇降路 ・乗場 ・ピット ・付加装置	実施箇所に より異なる	・日本オーチス・エレベータ (株)製 (平成3年12月1日完成、 油圧式、間接制御、停止階 数1~2階)
	法定点検	建築基準法第12条第4項の 規定に基づく定期点検及び 結果の報告	年1回	
		部品、消耗部品等の点検、注油、調整、 修理及び交換	随時	
自動ドア保守点検	装置の点検 調整・注油 ・小修繕	起動本体及びモーター	年4回	EDM30FBT-D×2台
		制御器・制御スイッチ機構		
		起動スイッチ		
		吊り金具・ふれ止め機構等		
吊物装置保守点検	巻上機、電動機、ブレーキ、ワイヤーロープ、滑車関係、制御盤、操作盤等の点検、調整、給油等及び小修繕		年1回	
地下貯蔵タンク及び 地下埋設配管の点検	・地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の危険物の漏れ等を、微加圧法等により点検 ・地下タンク貯蔵所の点検記録簿の作成		年1回	
空調設備用自動制御 機器保守点検	・中央監視装置 ・リモート廻り ・熱源廻り制御 ・空調機廻り制御		年2回 (夏季・冬季)	
	・プール廻り制御 ・ファンコイル制御 ・その他制御		年1回	
建築物設備劣化状況 法定点検業務	建築基準法その他関係法 令等に基づく損傷、腐食 その他劣化状況の点検	建築物の敷地 及び構造	3年に1回	・建築基準法第12条第2項 (前回実施は令和5年度)
		防火設備	年1回	・建築基準法第12条第3項
		昇降機以外の 建築設備		・建築基準法第12条第4項

(2) 環境維持管理

業務	主な業務内容		回数	備考		
警備業務	自動警報警備		毎日	警備機器の保守点検は3か月に1回		
害虫防除業務	ねずみ及びゴキブリその他の昆虫等の発生・侵入防止並びに駆除		年2回			
環境衛生管理業務	空気環境測定		年1回			
	水質検査					
	水槽清掃	・貯水槽（雑用水槽、貯湯槽等）				
植木剪定業務	剪定		随時	良好な衛生環境、美観を維持すること		
	除草					
	施肥					
清掃業務	日常清掃		開館日			
	定期清掃		実施場所に より異なる			
廃棄物処理業務	固形状一般廃棄物の収集、運搬		週2回			
ばい煙測定業務	ばい煙発生設備から排出するダスト及び 窒素酸化物濃度の測定		年2回			
プール監視、検札及 び清掃	監視		開館日			
	検札					
	清掃	日常清掃				
		定期清掃	実施場所に より異なる			
始業時、供用時間中、終業時の点検・整			開館日			

	備等		
	水質検査、環境検査、炭酸ガス測定		
トレーニング室 管理運営業務	トレーニング室の受付、監視、指導、清掃、管理及びトレーニング登録制の運用	開館日	

2 篠瀬運動広場

(1) 設備保守管理

区分	主な点検、保守管理項目等	回数	備考
浄化槽の保守点検汚泥抜取	保守点検	3か月に1回	
	汚泥抜き取り	年2回	
	水質検査	COD、全窒素、全リン	
		BOD、SS、PH、大腸菌数	
貯水槽水質検査及び維持管理	水質検査	6か月に1回	
	維持管理	消毒薬補充	
		給水ポンプの点検	
	貯水槽清掃	年1回	

(2) 環境維持管理

業務	主な業務内容	回数	備考
植木剪定業務	剪定	随時	良好な衛生環境、美観を維持すること
	除草		
	施肥		
廃棄物処理業務	固形状一般廃棄物の収集、運搬	月1回	

3 高陽体育館

・ 設備保守管理

区分	主な点検、保守管理項目等	回数	備考
消防用設備等の保守点検	・消防法第17条の3の規定に基づく消防用設備等の点検及びその結果の報告 ・上記業務に付随する部品・薬剤等の取替、充填、調整	年2回	

注) 表における業務の区分は一例であり、指定管理者が業務を行うに当たっては、この区分に従うこととは要しない。